

第2章

事前調査に関する Q&A

Q2-1. 事前調査とは何か。

【A2-1】

建築物や工作物の解体工事や、リフォームや修繕等の改造・補修工事を行う際には、事前にアスベスト建材が使用されているかどうか調査を行う必要があります。この調査のことを事前調査と言います。

事前調査でアスベスト建材の見落としがあると、工事の際のアスベストの飛散に繋がります。そのため、事前調査によるアスベスト建材の確実な把握は飛散防止対策として非常に重要となります。

この調査は工事の元請業者に義務がかかります（自主施工の場合は自主施工者に義務がかかります。）。また、調査は工事を行う範囲全てについて行う必要があります。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第1項、第4項

令和2年11月30日 環水大大発第2011301号

Q2-2. 事前調査は必ず行わなければならないのか。

【A2-2】

建築物や工作物の解体工事や、リフォームや修繕等の改造・補修工事を行う際には、事前調査の対象となります。ただし例外もあります（詳しくは『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』（厚生労働省・環境省）のP.85-86を参照ください。）。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.85-86

Q2-3. 事前調査はどのように行えばよいか。

【A2-3】

事前調査の方法としては、①設計図書などの書面による調査、②現地における目視による調査、③分析、④アスベストが使用されているとみなす、の4種類があります。①と②は原則必須となりますが、Q2-4のように例外もございます。調査の流れや、現地での検体採取方法等、詳細につきましては、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』をご覧ください。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.87-90、付録I

Q2-4. 事前調査は書面調査のみで完了してもよいか。

【A2-4】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、アスベストの規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令ではアスベスト無しと判断できたものが、現在の規制基準ではアスベスト有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります（Q2-5 参照）。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.87-88

Q2-5. 平成 18 年の 9 月以降に建築された建築物を解体する場合 事前調査は必要か。

【A2-5】

事前調査は必要となります、書面調査によって建築物等が平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手したことを確認すれば、その後の書面や目視による調査は行わなくても構いません（ガスケットやグランドパッキンに例外があります、詳しくは『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』の P.88 をご参照ください。）。

これは、平成 18 年 9 月 1 日の労働安全衛生法の改正によって、アスベストが 0.1% を超える物の輸入、製造、使用等が原則禁止となったためです。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 5 第 1 号イ～ホ

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.88

Q2-6. 事前調査を行う際に、資格は必要か。

【A2-6】

書面や目視による調査を適切に行うため、令和5年10月1日以降に着手する建築物の解体工事や、改造・補修工事の際には、以下の資格を持った人（調査者等）が事前調査を行う必要があります。

調査者等	一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
	特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
	一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
	令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※一戸建て等調査者は、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の調査のみ

ただし令和5年10月1日より前に着手する工事であっても、調査者等に事前調査を行わせることが望ましいとされています。

なお現状、工作物の工事に関する事前調査については、資格の義務付けはありません。

関係法令・参考：石綿障害予防規則 第3条 第4項（令和5年10月1日以降）

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.89-90

Q2-7. 現地調査の際に吹付け材を発見したが、どうすればよい か。必ず分析による調査を行わなければならないのか。

【A2-7】

事前調査を進めていく上で吹付け材が見つかった場合は、分析による調査でアスベストの有無を確認する、もしくはアスベストが含まれているものとみなして工事を行ってください。

関係法令・参考：石綿障害予防規則 第3条 第4項

Q2-8. 以前に分析した結果があるが、有効か。

【A2-8】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。アスベストの規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、アスベスト無しと判断できないためです。

Q2-9. 事前調査の見逃し多い建材を教えてほしい。

【A2-9】

川崎市では届出を提出いただいた現場に対して立入検査を実施し、事前調査結果の確認を行っております。その検査時にアスベストが含有しているにもかかわらず、事前調査の見逃しが多く見られた建材について、下表にまとめました。なお、あくまで見逃しの多い建材であるため、事前調査の際は解体等工事を行うすべての箇所を調査する必要があります。

使用箇所	建材の種類	実際の施工例	
軒天	けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード		
ベランダ、外廊下等 (隔て板、目隠し)	けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード		
戸袋裏	けい酸カルシウム板		
内装天井	岩綿吸音板		

内装床	ビニル床シート (クッションフロア)	
内装壁 (和室など)	じゅらく壁	
風呂・洗面所天井	けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード	
風呂、台所の壁タイル裏	スレートボード	
ミニキッチン ユニットバス	スレート	

Q2-10. 事前調査の結果は、川崎市に報告しなければならないのか。

【A2-10】

川崎市では市条例に基づき、平成23年から事前調査結果届出書の届出を頂いていましたが、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降は大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告をしていただく必要があります（したがって令和4年4月1日以降は市条例に基づく事前調査結果届出書は廃止となります。）。

報告は、建築物の解体工事は建築物の延べ床面積が80m²以上の場合、建築物の改造・補修工事や、工作物（※）の解体・改造・補修工事は工事全体の請負代金が100万円以上の工事の場合に、アスベストの有無に関わらず必要となります（詳しくは下表をご覧ください。）。

また市条例に基づく事前調査結果届出書に添付いただいている、図面等の資料については、引き続き提出をお願いしております（Q2-11参照）。

報告の方法は原則、電子システムによる申請になります（紙媒体による提出も可能です。）。紙媒体による提出の場合は、報告様式に資料（Q2-11参照）を添付の上、窓口もしくは郵送にて提出ください。提出方法についてはQ3-4を参照ください。

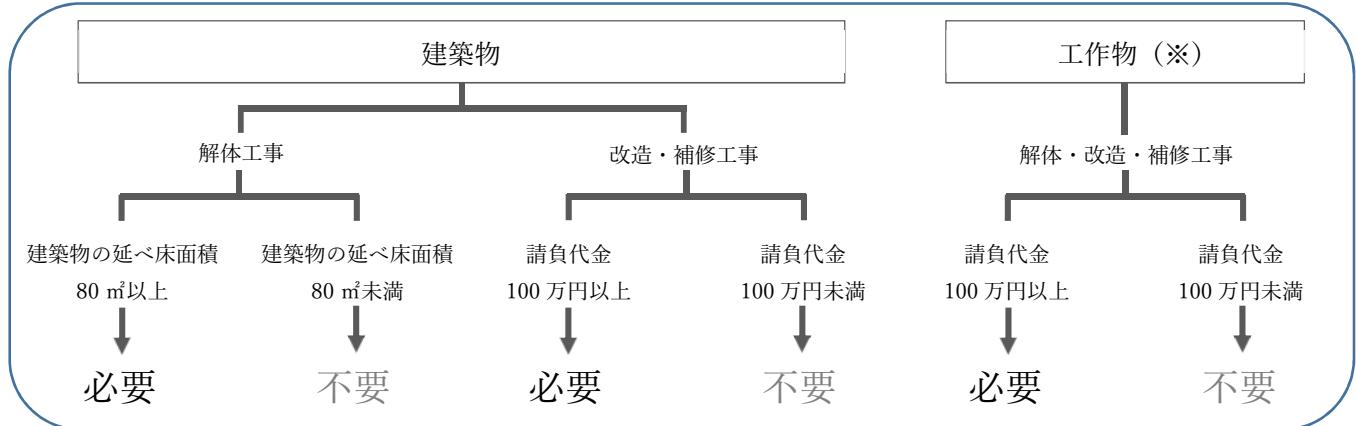
環境省「（石綿）事前調査結果の報告について」

«http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html»

川崎市「令和4年4月からの事前調査結果報告について」

«<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133121.html>»

●大防法に基づく事前調査結果の報告（令和4年4月1日以降）



※令和2年10月7日環境省告示第77号に定められたものが対象

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の2（令和4年3月31日まで）

大気汚染防止法 第18条の15 第6項（令和4年4月1日以降）

令和2年10月7日環境省告示第77号

Q2-11. 令和4年の4月1日以降、川崎市条例の事前調査結果届出書から大気汚染防止法の事前調査結果の報告に変わると、今まで市条例の届出に添付していた図面等の資料は必要か。

【A2-11】

市条例に基づく事前調査結果届出書については、法令等の義務規定の遵守状況の確認や立入検査の効率的な実施のため、図面や工程表等の資料の添付することとしていました。

令和4年4月1日からの大防法の事前調査結果の報告への移行に伴い、関連資料の添付がなくなりますが、川崎市では前述の理由から、引き続き以下の資料の提出をお願いしております。

なお、郵送やメールの他、LoGo フォームによる提出をお願いします（下記 URL を参照ください）。

提出書類	
①アスベスト使用建材一覧	<ul style="list-style-type: none">・市独自様式を添付（下記 URL にございます）・アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積・アスベスト建材の使用がない場合は空欄で添付
②平面図等 (アスベスト建材使用状況)	<ul style="list-style-type: none">・平面図・立面図上に使用箇所、主要寸法を記入・改造・改修の場合は施工場所を明確に記載
③住民周知計画 (※要件あり、下記参照)	<ul style="list-style-type: none">・住民周知の対象範囲を地図上に示したもの・解体等工事をする建築物等から 20m 内に敷地がかかる範囲が周知範囲になります・周知方法（ポスト投函、個別訪問説明等）・周知時期記載（○月○日配布予定等）・配布資料（あいさつ文、チラシ）がある場合はその写し
④分析結果報告書	<ul style="list-style-type: none">・委託分析した場合、その報告書の写し・石綿の含有がなかった場合も添付ください（チャート類までは必要ありません）
⑤工程表	<ul style="list-style-type: none">・工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期間がわかるもの・アスベスト建材が使用されている場合は、特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの
⑥案内図	<ul style="list-style-type: none">・工事現場の場所がわかるもの（地図など）

※以下の解体等工事に該当する場合には、②住民周知計画に係る資料の提出が必要です。

- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事
- ・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）のうち床面積の合計が 80 m²以上である解体工事

川崎市「【石綿事前調査結果報告システム】電子申請時の提出書類について」

URL : <<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000132114.html>>

Q2-12. 事前調査の結果は、発注者（施主）に報告しなければならないのか。

【A2-12】

事前調査の結果については、工事の元請業者は事前調査を行った後、発注者に対して書面で説明しなければなりません。もし、事前調査の時点で調査が困難な場所があった際は、その理由もあわせて発注者に説明することが望ましいです。

報告の際は、PDF等の電磁的記録を用いて書面を作成し、説明することも可能です。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第1項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.93～96

Q2-13. 事前調査の結果の発注者への説明書面のフォーマット（雛型）はあるか。

【A2-13】

特に様式は定められてはいませんが、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』に様式例があります。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.94～95

Q2-14. 事前調査の結果の発注者への説明事項について、教えてほしい。

【A2-14】

事前調査の結果について、発注者へ説明しなければならない事項は以下の通りです。

- ・事前調査の結果
- ・事前調査の終了年月日
- ・事前調査の方法
- ・調査者等に該当することを明らかにする事項（建築物の解体等工事のみ、令和5年10月1日から）

(以下特定工事に該当する場合)

- ・特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所

(以下届出対象特定工事の場合)

- ・特定建築材料の除去等の方法により行うものでないときは、その理由
- ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業を実施する下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

届出対象特定工事：大気汚染防止法に基づく、”特定粉じん排出等作業実施届出書”的提出が必要な工事

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第1項

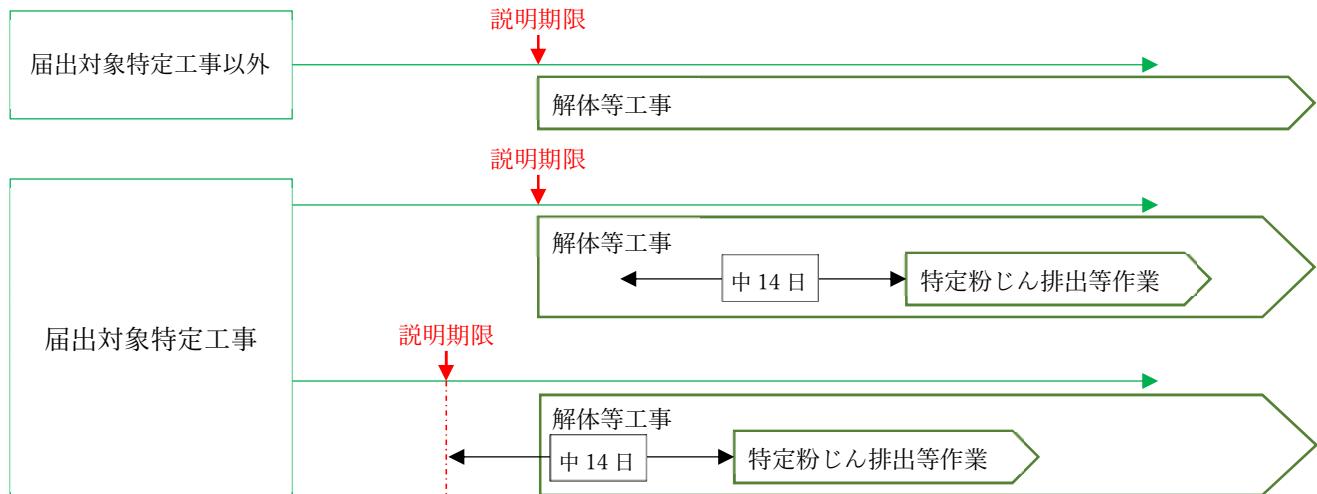
大気汚染防止法施行規則 第16条の7

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.30 表2.2.2

Q2-15. 事前調査の結果の発注者への報告は、いつまでにおこなえばよいか。

【A2-15】

事前調査の結果の発注者への報告は、解体等工事の開始の日までに行わなければなりません。なお、届出対象特定工事の場合で、解体等工事の着手から中 14 日以内に特定粉じん排出等作業が始まる場合は、特定粉じん排出等作業の中 14 日前までに行います。詳しくは下図をご覧ください。



解体等工事：建築物や工作物の解体、改造・補修工事のこと。

届出対象特定工事：大気汚染防止法に基づく、”特定粉じん排出等作業実施届出書”的提出が必要な工事

特定粉じん排出等作業：アスベストの除去等作業の期間ことで、除去等に先立って行う足場の組み立てや、
養生作業等も含まれる。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 6

Q2-16. 事前調査結果の記録の保存は必要か。

【A2-16】

大気汚染防止法では、工事の完了から3年間、事前調査結果の記録を保存しなくてはなりません。この事前調査結果の記録の保存義務は工事の元請業者、自主施工者にあります。（※石綿障害予防規則では、事業者に対して、事前調査を終了した日から3年間の保存義務があります。）

記録の際は、PDF等の電磁的記録を使い保存することもできます。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第3項、第4項

大気汚染防止法施行規則 第16条の8 第2項

環水大大発第2011301号 P.9

石綿障害予防規則 第3条 第5項

Q2-17. 事前調査結果の記録事項について、教えてほしい。

【A2-17】

事前調査結果の記録の際は、以下の記録事項と書面の写しを保存する必要があります。

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所
- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）

（以下、※は大防法規則 第16条の5 第1号イからホ に該当する場合は不要。Q2-5 参照。）

- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

(保存が必要な書面の写し)

- ・発注者への説明事項の書面の写し（元請業者の場合）
- ・調査者等に該当することを証明する書面の写し（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の8 第1項

環水大大発第2011301号 P.9-10

Q2-18. 事前調査結果の掲示板について教えてほしい。

【A2-18】

建築物や工作物の解体、改造・補修工事を行う際は、アスベストの有無によらず、現場に事前調査結果の掲示板を設置しなくてはなりません。

事前調査結果の掲示板は、解体、改造・補修工事の開始から終了まで設置する必要があります。また掲示の際は、A3以上の大きさで、周りの方から見やすい場所に掲示する必要があります。

特に様式は決まっていませんが、川崎市ホームページにフォーマット（雛型）を掲載しています。大気汚染防止法におけるアスベスト関連の掲示板は、①事前調査結果の掲示板、②作業基準の掲示板（Q4-5 参照）、の2種類あり、川崎市ホームページで掲載しているフォーマットはこの2種類を1枚にまとめたものとなっています。同じ場所に記載例も載せてありますので、ご利用ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL : <<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>

川崎市アスベスト掲示板



関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第5項

大気汚染防止法施行規則 第16条の9、第16条の10

Q2-19. 事前調査に関する記録の備え置きとは何か。

【A2-19】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員がアスベストの使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため”備え置く”というのは、工事を行う業者や、川崎市の職員が確認できる状態であれば問題ありません。

記載事項については Q2-17 の事前調査結果の記録事項と同じになります。